

川島町農業委員会 定例会 会議録

1. 開催日時 令和7年7月25日(金) 午後4時00分～午後4時55分
2. 開催場所 川島町役場 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 17名(農地利用最適化推進委員8名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 8番 横川 公久

農業委員

1番 横田 正雄 2番 小高 春雄(欠席)

3番 宇津木 忠明 5番 染谷 和廣

6番 稲毛 茂作 7番 遠山 いづみ

9番 木村 悟 10番 山崎 清

農地利用最適化推進委員

中山地区 関口 孝美

伊草地区

三保谷地区 鈴木 健 松本 二三男

出丸地区 岡田 茂雄

八ツ保地区 福島 和利 木村 淳一

小見野地区 杉山 進 永瀬 芳和

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 専決事項報告の件について

第5 議 案

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

(2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

第6 その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 江間 裕一  
事務局次長 兼松 勉  
事務局員 丸山 敬之  
書記

## 7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員9名、農地利用最適化推進委員8名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長が指名した。 (5番 染谷委員、6番 稲毛委員を指名。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 報告事項はありませんでした。
議長	日程第4「報告」 報告第1号「専決事項報告の件」について、事務局から朗読・説明を求めます。
事務局	「専決事項報告の件」について説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を受け付けます。 (質疑なし)

議長

日程第5「議案」

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局

議案第1号 番号1について説明を行った。

議長

説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

山崎委員

番号1について、補足説明を行った。

議長

担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受け付けます。  
(質疑なし)

議長

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局

議案第2号 番号1について説明を行った。

議長

説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

横田委員

番号1について補足説明を行った。

議長

担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受け付けます。

山崎委員

建築面積が130㎡とある。配置図では物置が2m×2mで4㎡程度。あとはトラックとボール等のようなのだが、なぜ130㎡の建築面積が記載されているのか確認をしたい。

権利等の欄に所有権移転か賃借権の設定かが記載されていないがこの点はどうなっているか。

事務局

本案件は、環境を測定するための資機材を設置するというのが目的となります。そのため、正確には使用面積となります。風向風速を測定するためのポールが土地の中央部分に立ち、頂点から周りにポールを支えるための線が引かれます。これに温度計等の置場やトラックの駐車位置など、これらの面積を足していくと130㎡になるという計算です。

また、権利についてですが、一時転用ですので賃借権の設定です。

山崎委員

実際の建築面積は家屋建物ですから、当然基礎があって、柱があって壁があって屋根があって。この件はそうではないということですね。

事務局

はい。そのとおりです。

木村委員

この場所はごみ処理施設の候補地だが、どういう調査をするのか。

事務局

この調査で設置するものが風向風速計、日射計、温度湿度計、放射線の収支計です。地上部分と上空部分の気象調査ということで伺っております。

木村委員

建物ができたら、また同じような調査をして、それを踏まえてどういうふうに変ったのか。そういったことの調査なのか。

事務局

はい、事前の調査ということです。

稲毛委員

この書類の記載では譲渡人から譲受人まで土地が移動してしまっている書き方になっている。賃貸借という表現が一切ないのは誤解を招くと思う。事業が終わったあと農地を戻すということだが、また元の持ち主に戻るということであれば理解できるが、この書き方だと所有者が変わってしまう表現だと思う。

事務局 元に戻ることにありますので、渡すとか受けるというのは正しくないかもしれません。表現がわかりづらく申し訳ありません。

議長 農地法第5条1項の規定について説明を求めます。

事務局 第3者が農地を農地以外の状態にするために、農地所有者から権利を取得する場合に、第5条1項の規定が適用になります。そこには一時転用も含まれています。

質疑終結

議長 日程第6「その他」について事務局から説明を求めます。

議長 ① 全国農業新聞の購読について  
事務局 ② 令和7年度農地利用最適化活動活性化研修会について  
③ 農地利用最適化推進委員の補充について

議長 事務局の説明が終わったので、質疑を受け付けます。

稲毛委員 今年度の農地パトロールの予定はどうなっているか。

事務局 昨年と同様、11月から12月を予定しております。

染谷委員 農業新聞の購読申込と解約について。申し込み用紙はあるが、解約したいときは、具体的にどうすればよいのか。

事務局 解約は責任をもって事務方が手続きいたします。委員の改選の際にはこちらからお声掛けし、継続意思のない方は事務局で取りまとめ、解約の手続きをいたします。

質疑終結

議長 以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これをもちまして、一度休会します。農地利用最適化推進委員の皆さまお疲れ様でした。

(農地利用最適化推進委員 退出)

議長 再開します。なお、全ての案件について質疑を受け付けます。

質疑終結

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1については、「許可」とすることに決定しました。

議長 議案第2号「農地法第5第1項の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 議案第2号「農地法第5第1項の規定による許可申請承認の件」番号1については、「許可相当」とすることに決定しました。

議長 会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和7年7月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議長 利根川 洋光

5番 染谷委員 染谷 和廣

6番 稲毛委員 稲毛 茂作